



# 埼玉県報

号 外 第 8 号  
平 成 2 6 年 3 月 3 1 日  
月 曜 日

## 目 次

### 条例

- [埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)

### 規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充等を行う。

### 二 内容

#### (一) 不動産取得税

ア 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずる。

イ 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加する。

ウ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長する。

エ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長する。

#### (二) 自動車取得税

ア 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を百分の三（現行百分の五）とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を百分の二（現行百分の三）とする。

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十とする。

ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十とする。

エ 対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の非

課税措置について、その適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長する。

(三) 自動車税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、対象の見直しを行ったうえで、適用期限を二年延長する。

イ 平成二十五年度に対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車（以下「代替自動車」という。）として取得された自動車については平成二十六年度分の、平成二十六年年度に代替自動車として取得された自動車については平成二十六年年度分及び平成二十七年年度分の、平成二十七年年度に代替自動車として取得された自動車については平成二十七年年度分及び平成二十八年度分の自動車税を非課税とする。

(四) 鉱区税

鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することが出来る者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めること。

(五) その他

その他所要の規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十三号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の八第三項中「既存住宅等（）」を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅（）」に、「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項」に改め、「規定するものをいう。」の下に「第三十一条の十一の二第一項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令で定める基準（同項において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令で定めるものをいう。同項において同じ。）（）」を加え、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第三十二条の十一の六第三項中「第三十二条の十一の二第三項」を「第三十二条の十一の三第三項」に改め、同条を第三十二条の十一の七とする。

第三十二条の十一の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この項及び第三項において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下この項及び第三項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号口」に、「（同条第一項」を「又は同法第七条第一号に掲げる事業（それぞれ同法第四条第一項」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改め、同条第三項中「第三十二条の十一の二第三項」を「第三十二条の十一の三第三項」に、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条を第三十二条の十一の六とする。

第三十二条の十一の四第三項中「第三十二条の十一の二第三項」を「第三十二条の十一の三第三項」に改め、同条を第三十二条の十一の五とする。

第三十二条の十一の三を第三十二条の十一の四とし、第三十二条の十一の二を第三十二条の十一の三とし、第三十二条の十一の次に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第三十二条の十一の二 個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時ににおいて施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

3 第三十二条の九第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

第五十六条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

附則第十一条の二中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項、第十四条第三項及び第十五条中「第三十二条の十一の二第二項」を「第三十二条の十一の三第一項」に改める。

附則第十八条第一項第四号イ③中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に、「この条及び次条において「エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

附則第十八条の二第一項中「家用の自動車」を「営業用の自動車」に、「(以外のもの」を「以下この項において同じ。)を除く。」及び「軽自動車」に、「百

分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二」に改め、同条第三項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附則第十八条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。」、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。」及びガソリン」に、「次項に」を「次項及び第三項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第四十八条第一項第一号イ	
七千五百円	八千六百円
八千五百円	九千七百円
九千五百円	一万九百円
一万三千八百円	一万五千八百円
一万五千七百円	一万八千円
一万七千九百円	二万五百円
二万五百円	二万三千五百円
二万三千六百円	二万七千七百円
二万七千二百円	三万二千二百円
四万七七百円	四万六千八百円
二万九千五百円	三万三千九百円
三万四千五百円	三万九千六百円
三万九千五百円	四万五千四百円
四万五千円	五万七千七百円
五万円	五万八千六百円
五万八千円	六万六千七百円
六万六千五百円	七万六千四百円
七万六千五百円	八万七千九百円
八万八千円	十万二千二百円
十一万円	十二万七千六百円
六千五百円	七千七百円

第四十八条第一項第二号口										第四十八条第一項第二号八(1)										第四十八条第一項第二号イ(2)										第四十八条第一項第三号口									
九千円	九千九百円	一万二千円	一万三千二百円	一万五千円	一万六千五百円	一万八千五百円	二万二千円	二万四千二百円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	八千円	八千八百円	一万二千六百円	一万七千六百円	二万五千五百円	二万五千五百円	三万	三万五千円	四万五百円	六千三百円	七千五百円	一万五千五百円	二万六百元	二万六千五百円	三万二千円	三万八千円	四万四千元	五万七千円	六万四千元	三万三千元	四万千元	四万九千元	五万七千円	六万五千五百円	七万四千元			
九千九百円	一万三千二百円	一万六千五百円	二万三百円	二万四千二百円	二万八千円	三万二千四百円	五千円	八千八百円	一万二千六百円	一万七千六百円	二万二千五百円	二万八千円	三万三千円	三万八千五百円	四万四千五百円	六千九百円	八千二百円	一万六千六百円	一万二千二百円	二万二千六百円	二万九千二百円	三万五千二百円	四万八千四百円	五万五千五百円	六万二千七百円	七万四千元	四万八千四百円	四万五千五百円	五万三千九百円	六万二千七百円	七万二千円	七万七千円	八万四千四百円						

第四十八条第一項第四号	八万三千元	九万三千三百円
	四千五百円	五千五百円
第四十八条第一項第五号イ	六千元	六千九百円
	一万六千九百円	一万八千五百円
第四十八条第一項第五号ロ	一万九百円	一万九百円
	一万四千七百円	一万六千六百円
第四十八条第一項第五号ハ	二万三千六百円	二万七千七百円
	二万七千六百円	三万七千七百円
第四十八条第一項第五号ニ	三万六千六百円	三万六千三百円
	三万六千円	四万四千四百円
第四十八条第一項第五号ヒ	四万八百円	四万六千九百円
	四万六千四百円	五万三千三百円
第四十八条第一項第五号ニ	五万三千二百円	六万千円
	六万二千二百円	七万三百円
第四十八条第一項第五号ニ	七万四百円	八万九百円
	八万八千八百円	十万二千二百円
第四十八条第一項第五号ニ	一万八千五百円	二万三百円
	九千円	九千九百円
第四十八条第二項第一号	二万五千五百円	二万八千円
	一万千五百円	一万二千六百円
第四十八条第二項第二号	三千七百円	四千百円
	四千七百円	五千二百円
第四十八条第二項第二号	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
第四十八条第二項第二号	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

附則第二十三条第二項を次のように改める。

2

次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年分の自動車税に係る第四十八条の規定の適用については、前



項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成三十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第四十八条第一項第一号イ		第四十八条第一項第一号イ	
七千五百円	八千二百円	七千五百円	八千二百円
八千五百円	九千三百円	八千五百円	九千三百円
九千五百円	一万四百円	九千五百円	一万四百円
一万三千八百円	一万五千二百円	一万三千八百円	一万五千二百円
一万五千七百円	一万七千二百円	一万五千七百円	一万七千二百円
一万七千九百円	一万九千六百円	一万七千九百円	一万九千六百円
二万五百円	二万二千五百円	二万五百円	二万二千五百円
二万三千六百円	二万五千九百円	二万三千六百円	二万五千九百円
二万七千二百円	二万九千九百円	二万七千二百円	二万九千九百円
四万七百元	四万四千七百元	四万七百元	四万四千七百元
二万九千五百円	三万二千四百円	二万九千五百円	三万二千四百円
三万四千五百円	三万七千九百円	三万四千五百円	三万七千九百円
三万九千五百円	四万三千四百円	三万九千五百円	四万三千四百円
四万五千元	四万九千五百円	四万五千元	四万九千五百円
五万千元	五万六千六百円	五万千元	五万六千六百円
五万八千元	六万三千八百円	五万八千元	六万三千八百円
六万六千五百円	七万三千百円	六万六千五百円	七万三千百円
七万六千五百円	八万四千百円	七万六千五百円	八万四千百円
八万八千元	九万六千八百円	八万八千元	九万六千八百円
十一万円	十二万二千百円	十一万円	十二万二千百円
六千五百円	七千百円	六千五百円	七千百円
九千元	九千九百円	九千元	九千九百円
一万二千元	一万三千二百円	一万二千元	一万三千二百円
一万五千元	一万六千五百円	一万五千元	一万六千五百円
一万八千五百円	二万三百円	一万八千五百円	二万三百円
二万二千元	二万四千二百円	二万二千元	二万四千二百円
二万五千五百円	二万八千元	二万五千五百円	二万八千元
二万九千五百円	三万二千四百円	二万九千五百円	三万二千四百円

第四十八条第一項第二号イ

第四十八條第一項第二号口	四十七百円	五千百円	
	八千円	八千八百円	
	一万千五百円	一万二千六百円	
	一万六千円	一万七千六百円	
	二万五百円	二万二千五百円	
	二万五千五百円	二万八千円	
	三万円	三万三千円	
	三万五千円	三万八千五百円	
	四万五百円	四万四千五百円	
	六千三百円	六千九百円	
第四十八條第一項第二号八(1)	七千五百円	八千二百円	
	一万五千百円	一万六千六百円	
	一万二百円	一万二千二百円	
	二万六百元	二万二千六百円	
	二万六千五百円	二万九千百円	
	三万二千円	三万五千二百円	
	三万八千円	四万千八百円	
	四万四千円	四万八千四百円	
	五万五百円	五万五千五百円	
	五万七千円	六万二千七百円	
第四十八條第一項第三号イ(2)	六万四千円	七万四百円	
	三万三千円	三万六千三百円	
	四万千円	四万五千百円	
	四万九千円	五万三千九百円	
	五万七千円	六万二千七百円	
	六万五千五百円	七万二千円	
	七万四千円	八万千四百円	
	八万三千円	九万千三百円	
	四千五百円	四千九百円	
	六千円	六千六百円	
第四十八條第一項第三号口	一万六千九百円	一万八千五百円	
	一万九百円	一万九百円	
	二万三千円	二万五千三百円	
	一万四千七百円	一万六千百円	
	第四十八條第一項第五号イ	四十七百円	五千百円

第四十八条第一項第五号口	一万九百元	一万九千九百元
	四千八百円	五千二百円
第四十八条第一項第五号八	二万三千六百元	二万五千九百元
	二万七千六百元	三万三百円
	三万六千六百元	三万四千七百元
	三万六千円	三万九千六百元
	四万八百元	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万円
	五万三千二百円	五万八千五百円
	六万二千二百円	六万七千三百円
	七万四百円	七万七千四百円
	八万八千八百円	九万七千六百元
第四十八条第一項第五号二	一万八千五百円	二万三百円
	九千円	九千九百元
第四十八条第二項第一号	二万五千五百円	二万八千円
	一万千五百円	一万二千六百元
	三千七百元	四千百円
	四千七百元	五千二百円
	六千三百円	六千九百元
第四十八条第二項第二号	五千二百円	五千七百元
	六千三百円	六千九百元
	八千円	八千八百円

附則第二十三条第三項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年十月一日（）」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第五項第五号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第五項第三号において同じ。）」を加え、同項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（第五項第四号及び第七項において「基準工

「エネルギー消費効率」という。）であつて」に、「次項及び第五項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第四十八条第一項第一号イ										第四十八条第一項第一号ロ										第四十八条第一項第二号イ									
七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千元	五万千元	五万八千元	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千元	十一万千元	六千五百円	九千元	一万二千元	一万五千元	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百元	二千四百円	
四千元	四千五百円	五千元	七千元	八千元	九千元	一万五百円	一万二千元	一万四千元	二万五百円	一万五千元	一万七千五百円	二万円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万九千元	三万三千五百円	三万八千五百円	四万四千元	五万五千五百円	三千五百円	四千五百円	六千元	七千五百円	九千五百円	一万三千円	一万五千円	二千四百円		

第四十八条第一項第二号口		八千元	
一万千五百円		六千元	
一万六千元		八千元	
二万五百円		一万五百円	
二万五千五百円		一万三千円	
三万円		一万五千元	
三万五千元		一万七千五百円	
四万五百円		二万五百円	
六千三百円		三千二百円	
七千五百円		四千元	
一万五千百円		八千元	
一万二百円		五千五百円	
二万六百元		一万五百円	
一万二千円		六千元	
一万四千五百円		七千五百円	
一万七千五百円		九千元	
二万円		一万円	
二万二千五百円		一万千五百円	
二万五千五百円		一万三千円	
二万九千元		一万四千五百円	
二万六千五百円		一万三千五百円	
三万二千元		一万六千元	
三万八千元		一万九千元	
四万四千元		二万二千元	
五万五百円		二万五千五百円	
五万七千元		二万八千五百円	
六万四千元		三万二千元	
三万三千元		一万六千五百円	
四万円		二万五百円	
四万九千元		二万四千五百円	
五万七千元		二万八千五百円	
六万五千五百円		三万三千元	
七万四千元		三万七千元	
八万三千元		四万五千五百円	
第四十八条第一項第二号イ(2)		第四十八条第一項第二号イ(1)	
第四十八条第一項第二号イ(2)		第四十八条第一項第二号イ(1)	
第四十八条第一項第二号口		第四十八条第一項第二号イ(1)	

第四十八条第一項第四号	四千五百円		二千五百円	
	六千円		三千円	
第四十八条第一項第五号イ	一万六千九百円		八千五百円	
	一万九百円		五千五百円	
第四十八条第一項第五号ロ	二万三千円		一万五千五百円	
	一万四千七百円		七千五百円	
第四十八条第一項第五号ハ	四万九百円		五千五百円	
	四万八百円		二千五百円	
第四十八条第一項第五号ニ	二万三千六百円		一万二千円	
	二万七千六百円		一万四千元	
第四十八条第一項第五号ニ	三万千六百円		一万六千元	
	三万六千元		一万八千元	
第四十八条第一項第五号ニ	四万八百円		二万五百円	
	四万六千四百円		二万三千五百円	
第四十八条第一項第五号ニ	五万三千二百円		二万七千元	
	六万二千二百円		三万千元	
第四十八条第一項第五号ニ	七万四百年		三万五千五百円	
	八万八千八百円		四万四千五百円	
第四十八条第一項第五号ニ	一万八千五百円		九千五百円	
	九千円		四千五百円	
第四十八条第一項第一号	二万五千五百円		一万三千元	
	一万千五百円		六千元	
第四十八条第一項第一号	三千七百円		千八百円	
	四千七百円		二千三百円	
第四十八条第一項第二号	六千三百円		三千二百円	
	五千二百円		二千六百円	
第四十八条第一項第二号	六千三百円		三千二百円	
	八千円		四千元	

附則第二十三条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第五項中「前項の」を「第四項の」に改め、「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第五項において「平成二十

七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度以降」と、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「」に、「前項中」を「第四項中」に改め、「第二項第四号に規定する」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第四十八条の規定の適用については、当該自動車は平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

第四十八条第一項第一号イ

七千五百円	一千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千元
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円

第四十八条第一項第二号イ	第四十八条第一項第二号口	第四十八条第一項第二号八(1)	第四十八条第一項第二号八(2)	二万三千六百円	六千円
				二万七千二百円	七千円
				四万七百元	一万五百円
				二万九千五百円	七千五百円
				三万四千五百円	九千円
				三万九千五百円	一万円
				四万五千円	一万五千五百円
				五万千円	一万三千円
				五万八千円	一万四千五百円
				六万六千五百円	一万七千円
				七万六千五百円	一万九千五百円
				八万八千円	二万二千元
				十一万千円	二万八千円
六千五百円	二千元				
九千円	二千五百円				
一万二千元	三千円				
一万五千元	四千円				
一万八千五百円	五千円				
二万二千元	五千五百円				
二万五千五百円	六千五百円				
二万九千五百円	七千五百円				
四千七百元	千二百円				
八千円	二千元				
一万千五百円	三千円				
一万六千円	四千円				
二万五百円	五千五百円				
二万五千五百円	六千五百円				
三万円	七千五百円				
三万五千円	九千円				
四万五百円	一万五百円				
六千三百円	千六百円				
七千五百円	二千元				
一万五千百元	四千元				
一万二百円	三千円				



第四十八條第一項第三号イ(3)	二万六百元	五千五百円
	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千元	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
第四十八條第一項第三号イ(2)	三万八千元	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千円
	三万三千元	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千元	一万二千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
第四十八條第一項第四号	八万三千元	二万千円
	七万四千元	一万八千五百円
	四万五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	一万六千九百元	四千五百円
	一万九百元	三千円
	二万三千元	六千円
	一万四千七百元	四千円
	一万九百元	三千円
	四万八百元	千五百円
第四十八條第一項第五号イ	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円

第四十八条第二項第一号	四万八八百円	一万五百円
	四万六千四百円	一万二千円
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四百円	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
	一万八千五百円	五千円
	九千円	二千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	一万千五百円	三千円
第四十八条第二項第二号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
第四十八条第二項第二号	八千円	一千円
	六千三百円	千六百元

6 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第四十八条の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十三条の二第一項中「おいては、」の下に「次の各号に掲げる期間に取得された」を加え、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年分
- 二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十六年分及び平成二十七年分
- 三 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十

七年度分及び平成二十八年度分

附則第二十六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。  
(不動産取得税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の埼玉県税条例(附則第四項及び附則第五項において「改正後の条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の埼玉県税条例(附則第六項において「改正前の条例」という。)(第三十二条の十一の五第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この項及び第三項において「農地保有合理化法人等」という。)(が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人(以下この項及び第三項において「旧農地保有合理化法人」という。)(が同条に規定する旧農地保有合理化事業(同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下この項において「旧基盤強化法」という。)(と、「の実施により施行令」とあるのは「に限る。)(の実施により施行令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とし、同条第三項中「第三十二条の十一の二第三項」とあるのは「埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十三号)による改正前の第三十二条の十一の二第三項」と、「農地保有合理化法人等」とあるのは「旧農地保有合理化法人」とする。  
(自動車取得税に関する経過措置)

4 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例附則第二十三条の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

## 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第五十二号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五中「第三十二条の十一の三第一項」を「第三十二条の十一の四第一項」に、「第三十二条の十一の四第一項」を「第三十二条の十一の五第一項」に、「第三十二条の十一の五第一項」を「第三十二条の十一の六第一項」に、「第三十二条の十一の六第一項」を「第三十二条の十一の七第一項」に、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条を第十三条の六とする。

第十三条の四中「第三十二条の十一の二第一項」を「第三十二条の十一の三第一項」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の申告）

第十三条の四 条例第三十二条の十一の二第一項の規定により耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額を受けようとする者は、不動産取得税減額申告書を所管の県税事務所に提出しなければならない。

第十四条中「第三十二条の十一の二第一項」の下に、「（条例第三十二条の十一の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十二条の十一の二第五項」を「第三十二条の十一の三第五項」に、「第三十二条の十一の三第三項」を「第三十二条の十一の四第三項」に、「第三十二条の十一の四第三項」を「第三十二条の十一の五第三項」に、「第三十二条の十一の五第三項」を「第三十二条の十一の六第三項」に、「第三十二条の十一の六第三項」を「第三十二条の十一の七第三項」に改める。

第二十四条第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

「休業」 「開業」

第四十四条の表第二十九号中 廃業 を 休業 に改め、同号の次に次の一号を

「開業」 「廃業」

加える。

第四十四条の表三十六号中「第三十二条の十一の二第二項」を「第三十二条の十一の三第二項」に改め、同表三十六の二号中「第三十二条の十一の三第二項」を「第三十二条の十一の四第二項」に、「第三十二条の十一の五第二項」を「第三十二条の十一の六第二項」に、「第三十二条の十一の六第二項」を「第三十二条の十一の七第二項」に改め、同表三十七号中「第三十二条の十一の二第二項」を「第三十二条の十一の三第二項」に、「第三十二条の十一の三第二項」を「第三十二条の十一の四第二項」に、「第三十二条の十一の四第二項」を「第三十二条の十一の五第二項」に、「第三十二条の十一の五第二項」を「第三十二条の十一の六第二項」に、「第三十二条の十一の六第二項」を「第三十二条の十一の七第二項」に改め、同表三十七の二号中「第七十三条の二十七の二第三項」を「第七十三条の二十七の三第三項」に、「第七十三条の二十七の三第三項」を「第七十三条の二十七の四第三項」に、「第七十三条の二十七の四第二項」を「第七十三条の二十七の五第二項」に、「第七十三条の二十七の六第二項」を「第七十三条の二十七の七第二項」に、「第七十三条の二十七の五第三項」を「第七十三条の二十七の六第三項」に、「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に改める。

附則第七項中「第七十条の四第十八項」を「第七十条の四第十九項」に改める。  
附則第八項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改める。

附則中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、附則第十五項中「四万九千五百円」を「五万七千七百円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

16 条例附則第二十三条第二項に該当する自動車に係る平成二十六年度分の自動車税における第三十七条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「四万五千円」とあるのは、「四万九千五百円」とする。

別記様式第二十九号を次のように改める。

事業 開業 業 報告書  
 休業 廃業

				納税番号	
事務所又は事業所の所在地			確定申告書の提出先	税務署	所得税の申告区分
					青色・白色
事業の種類		名称 (屋号)		電話番号	(事務所)
					(自宅)
開業 事業の休業年月日 廃業	年月日	事業の休業 又は廃業の理由			
事務所又は事業所の 設置年月日	年月日	生年月日		摘要	
埼玉県税条例第31条の11の規定により上記のとおり報告します。 年月日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長					
				住所	
				フリガナ	
				氏名	印

注意 印の欄は、記入しないでください。

別記様式第二十九号の次に次の一様式を加える。



事業変更報告書

納税番号	
------	--

		変更前	変更後
事務所又は事業所	所在地	電話番号	電話番号
	名称(屋号)		
	事業の種類		
事業主	住所	電話番号	電話番号
	フリガナ氏名		
確定申告書の提出先		税務署	税務署
変更年月日		年 月 日	備考
<p>埼玉県税条例第31条の11第2項の規定により上記のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 埼玉県 県税事務所長</p> <p style="text-align: right;">フリガナ 氏 名 印</p>			

注意 印の欄は、記入しないでください。

「既存在宅用」<sup>ウ</sup>「耐震基準適合既存在宅用」<sup>ウ</sup>  
「あて先」<sup>ウ</sup>「宛先」<sup>ウ</sup>とある。

「平成26年3月31日」<sup>ウ</sup>「平成28年3月31日」<sup>ウ</sup>とある。

「既存在宅等用地用」<sup>ウ</sup>「あて先」<sup>ウ</sup>「宛先」<sup>ウ</sup>「既存在宅等を」<sup>ウ</sup>「耐震基準適合既存在宅等を」<sup>ウ</sup>「取得していた既存在宅」<sup>ウ</sup>「取得していた耐震基準適合既存在宅」<sup>ウ</sup>とある。

「附則第3条の2の19」<sup>ウ</sup>「附則第3条の2の18」<sup>ウ</sup>とある。  
「第32条の11の2第1項」<sup>ウ</sup>「第32条の11の3第1項」<sup>ウ</sup>とある。

「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」<sup>ウ</sup>「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」<sup>ウ</sup>「第4条第2項第3号」<sup>ウ</sup>「第7条第3号」<sup>ウ</sup>とある。  
「第32条の11の3第1項、第32条の11の4第1項、第32条の11の5第1項又は第32条の11の6第1項」<sup>ウ</sup>「第32条の11の4第1項、第32条の11の5第1項、第32条の11の6第1項又は第32条の11の7第1項」<sup>ウ</sup>とある。

「平成26年3月31日」<sup>ウ</sup>「平成28年3月31日」<sup>ウ</sup>  
「既存在宅等を」<sup>ウ</sup>「耐震基準適合既存在宅等を」<sup>ウ</sup>

得する予定  
耐震基準適合  
既存在宅等

取得する予定  
の既存在宅等

「附則第3条の2の19」<sup>ウ</sup>「附則第3条の2の18」<sup>ウ</sup>とある。  
「第32条の11の2第2項」<sup>ウ</sup>「第32条の11の3第2項」<sup>ウ</sup>とある。

「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」<sup>ウ</sup>「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」<sup>ウ</sup>「第4条第2項第3号」<sup>ウ</sup>「第7条第3号」<sup>ウ</sup>とある。  
「第32条の11の3第2項、第32条の11の4第2項、第32条の11の5第2項又は第32条の11の6第2項」<sup>ウ</sup>「第32条の11の4第2項、第32条の11の5第2項、第32条の11の6第2項又は第32条の11の7第2項」<sup>ウ</sup>とある。

「平成26年3月31日」<sup>ウ</sup>「平成28年3月31日」<sup>ウ</sup>  
「既存在宅等」<sup>ウ</sup>「耐震基準適合既存在宅等」<sup>ウ</sup>とある。

3 2 条の 1 1 の 2 第 5 項、第 3 2 条の 1 1 の 3 第 3 項、第 3 2 条の 1 1 の 4 第 3 項、第 3 2 条の 1 1 の 5 第 3 項若しくは第 3 2 条の 1 1 の 6 第 3 項」を「第 3 2 条の 1 1 の 3 第 5 項、第 3 2 条の 1 1 の 4 第 3 項、第 3 2 条の 1 1 の 5 第 3 項、第 3 2 条の 1 1 の 6 第 3 項若しくは第 3 2 条の 1 1 の 7 第 3 項」に改める。

附則別記様式第四号中「あて先」を「宛先」に、「第 7 0 条の 4 第 1 8 項」を「第 7 0 条の 4 第 1 9 項」に改める。

附則別記様式第五号中「あて先」を「宛先」に、「第 7 0 条の 4 第 2 6 項」を「第 7 0 条の 4 第 2 7 項」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。  
( 不動産取得税に関する経過措置 )

2 この規則による改正後の埼玉県税条例施行規則（次項及び附則第五項において「改正後の規則」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

### ( 証紙代金収納計器の取扱手数料に関する経過措置 )

3 改正後の規則第二十四条第一項の規定は、施行日以後に収納計器取扱人が納入する金額に係る手数料の交付について適用し、施行日前に納入した金額に係る手数料の交付については、なお従前の例による。

### ( 自動車取得税に関する経過措置 )

4 埼玉県税条例の一部を改正する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十三号）による改正前の埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）附則第十八条の二第一項の税率が適用される自動車の取得に係る自動車取得税における第二十九条第一項第二号の規定の適用については、同号中「条例第三十八条」とあるのは、「埼玉県税条例の一部を改正する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十三号）による改正前の条例附則第十八条の二第一項」とする。

### ( 自動車税に関する経過措置 )

5 改正後の規則附則第十五項から第十七項までの規定は、平成二十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

### ( 改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置 )

6 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当

分の間、所要の調整をして使用することができる。